

証券コード：6767

平成27年6月24日

株 主 各 位

東京都多摩市鶴牧二丁目11番地2

ミ ツ ミ 電 機 株 式 会 社

代表取締役社長 森 部 茂

第70回定時株主総会決議ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、本日開催の当社第70回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第70期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第70期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類報告の件
本件は、上記内容についてご報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案

剰余金処分の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、期末配当金につきましては、1株につき14円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

(下線は変更部分を示しております。)

変更前定款	変更後定款
<p>第4章 取締役および取締役会 (<u>社外</u>取締役の責任限定契約)</p> <p>第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (<u>社外</u>監査役の責任限定契約)</p> <p>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任限定契約)</p> <p>第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任限定契約)</p> <p>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

以上

(ご参考)

平成27年6月24日現在の役員の陣容は、次のとおりであります。

代 表 取 締 役	森 部 茂
取 締 役	古 川 富 士 夫
取 締 役	齋 藤 求
取 締 役	麻 生 博 史
取 締 役	瀨 野 浩 一
取 締 役	濱 井 英 敏
取 締 役 (社 外)	関 本 哲 也
取 締 役 (社 外)	高 峰 正 雄
常 勤 監 査 役 (社 外)	新 屋 憲 二
常 勤 監 査 役	野 嶋 静 海
常 勤 監 査 役 (社 外)	山 田 誠
監 査 役 (社 外)	杉 尾 健

なお、執行役員の状況は次のとおりであります。

社 長		森 部 茂
常 務 執 行 役 員	開発本部 本部長 兼 車載事業部 担当	古 川 富 士 夫
常 務 執 行 役 員	本社管理部門 担当	齋 藤 求
常 務 執 行 役 員	半導体事業部 事業部長	麻 生 博 史
常 務 執 行 役 員	要素部品事業本部 本部長 兼 MPS統括部 担当	瀨 野 浩 一
常 務 執 行 役 員	電子機器事業本部 本部長 兼 機構部品事業部 事業部長	濱 井 英 敏
執 行 役 員	車載事業部 事業部長	阿 波 裕 一
執 行 役 員	品質・環境本部 本部長 兼 プロキュアメント統括部 担当	藤 原 恵 照
執 行 役 員	営業本部 本部長	上 野 光 易
執 行 役 員	接続機器事業部 事業部長	越 川 潔
執 行 役 員	光デバイス事業部 事業部長	安 達 忠 志
執 行 役 員	精密部品事業部 事業部長	岩 熊 勝 行
執 行 役 員	電源事業部 事業部長	山 本 博 隆

以 上

第70期期末配当金のお支払いについて

第70期期末配当金のお支払いにつきましては、同封の『第70期期末配当金領収証』により、払渡しの期間（平成27年6月25日から平成27年7月31日まで）内に、最寄りのゆうちょ銀行および郵便局でお受け取り下さいますようお願い申し上げます。

口座振込をご指定の方には、同封の『配当金計算書』および『「配当金振込先ご確認」のご案内』を同封いたしましたので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

なお、配当金の口座振込をご指定の方と同様に、『配当金領収証』により配当金をお受け取りになれる株主様宛にも『配当金計算書』を同封いたしております。配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認や、確定申告の資料としてご利用いただけます。

以 上